

津市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

平成27年3月31日訓第33号

改正 平成28年3月24日訓第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）の負担を軽減し、より多くの骨髄等の移植の実現及びドナー登録者数の増加を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）の規定に基づき助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の助成金は、「骨髄移植ドナー支援事業助成金」（以下「助成金」という。）と称する。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金は、次に掲げる者に対し、これを交付するものとする。

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が行う骨髄バンク事業におけるドナーで、骨髄等の提供を完了した日（骨髄採取又は末梢血幹細胞採取に伴う入院の最終日をいう。以下同じ。）において、本市の区域内に住所を有するもの（以下「提供者」という。）
- (2) 提供者が骨髄等の提供を完了した日において、提供者を雇用しており、本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体（ドナー休暇制度を導入している者を除く。以下「雇用事業者」という。）

2 一の提供者につき複数の雇用事業者があるときは、助成金は、提供者に指定された一の雇用事業者に対し交付するものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院、入院等（骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）に要した日数（以下「通院等の日数」という。）に、提供者に対する助成金にあっては2万円を、雇用事業者に対する助成金にあっては1万円を乗じて得た額とする。

2 通院等の日数は、次に掲げる日数を合計したものとし、1回の骨髄等の提

供につき7日以内とする。

- (1) 提供前の健康診断に係る通院
- (2) 採取の準備に係る通院又は入院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) 提供後の健康診断に係る通院
- (5) 前各号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、バンクが必要と認める通院、入院、面談等

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする提供者は、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（提供者用）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供を完了した日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があると市長が認める場合については、この限りでない。

- (1) バンクが発行する骨髄バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする雇用事業者は、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（雇用事業者用）（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、雇用している提供者が骨髄等の提供を完了した日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があると市長が認める場合については、この限りでない。

- (1) 雇用している提供者が骨髄等の提供を完了した日における当該提供者との雇用関係が確認できる書類
- (2) バンクが発行する骨髄バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類（提供者が前項の交付申請をする場合を除く。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、速やかに申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により助成金を交付することの可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否及び交付額を決定したときは、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（第3号様式）又は骨髄移植ドナー支援事業助成金申請却下通知書（第4号様式）により申請者に通

知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、前条の決定を取り消し、その者に助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日訓第9号)

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（提供者用）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 - ）

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

津市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、交付決定がされた場合は、下記のとおり請求します。

記

1 申請の内容

| | | | |
|---------------|----------------------|----|--------|
| フリガナ | | 生年 | 年 月 日生 |
| 氏名 | | 月日 | |
| 採取日時 時点の住所 | 〒 - | | |
| 申請金額 | 円 | | |
| 採取日 | 年 月 日 | | |
| 対象期間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日分） | | |

2 振込先（申請者名義の口座に限ります。）

| | | | |
|------|-------|--------------------|--------------|
| 振込口座 | 金融機関名 | 銀行・信用金庫 信用組合・農協 | 本店・支店 出張所 |
| | フリガナ | 預金種別 | 当座 普通 |
| | 口座名義人 | 口座番号 | |

3 確認事項

私は、審査に必要な情報（住民基本台帳等）の提供及び調査に同意します。

氏名 _____ ⑩

4 添付書類

バンクが発行する骨髓バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類

第2号様式（第5条関係）

骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書（雇用事業者用）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 - ）

所在地
 申請者 事業所名
 代表者職・氏名
 電話

㊞

津市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、交付決定がされた場合は、下記のとおり請求します。

記

1 申請の内容

| | | | |
|--------------------|----------------------|----------|--------|
| フリガナ 提供者の 氏名 | | 生年 月日 | 年 月 日生 |
| 採取日時点の 提供者の住所 | 〒 - | | |
| 採取日時点の 事業所の所在地 | 〒 - | | |
| 申請金額 | 円 | | |
| 採取日 | 年 月 日 | | |
| 対象期間 | 年 月 日から 年 月 日まで（ 日分） | | |

2 振込先（申請者名義の口座に限ります。）

| | | | | | | | |
|------|-------|--------------------|----|--------------|--|--|--|
| 振込口座 | 金融機関名 | 銀行・信用金庫 信用組合・農協 | | 本店・支店 出張所 | | | |
| | フリガナ | 預金種別 | 当座 | 普通 | | | |
| | 口座名義人 | 口座番号 | | | | | |

3 確認事項（提供者が交付申請する場合は、提供者に係る同意は不要です。）

私は、審査に必要な情報（住民基本台帳等）の提供及び調査に同意します。

提供者氏名 _____ ㊞

私は、審査に必要な情報の提供及び調査に同意します。

当事業所には、ドナー休暇制度はありません。

事業所名
 代表者職・氏名 _____ ㊞

4 添付書類（(2)については、提供者が交付申請する場合は不要です。）

(1) 提供者との雇用関係が確認できる書類

(2) バンクが発行する骨髓バンク事業に関する手続がなされたことを証明する書類

第3号様式（第6条関係）

骨髓移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（氏名） 閣

年 月 日付けで申請のあった津市骨髓移植ドナー支援事業助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、津市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

なお、この決定の日から30日以内に交付申請で指定された振込先に振り込みます。

記

交付決定額

金 円

第4号様式（第6条関係）

骨髓移植ドナー支援事業助成金申請却下通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（ 氏 名 ） 印

年 月 日付けで申請のあった津市骨髓移植ドナー支援事業助成金については、下記の理由により却下することを決定しましたので、津市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。